

第4号議案

一般負担の上限額の追加指定及び公表について

(案)

平成27年11月6日に資源エネルギー庁 電力・ガス事業部より公表された「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担の在り方に関する指針」において、本機関が「一般負担額のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』と判断される基準額」（以下「一般負担の上限額」という。）を指定することとされている。

バイオマス等の一般負担の上限額が指定されていない電源種別について、広域系統整備委員会での議論並びに意見募集を実施した結果を踏まえ、別紙1のとおり、一般負担の上限額を指定し、別紙2により、公表する。

また、会員等に意見募集を実施した結果については、別紙3のとおりであり、本機関ウェブサイトにて公表する。

以上

【添付資料】

別紙1：電源種別一般負担の上限額

別紙2：本機関ウェブサイト掲載内容案

別紙3：一般負担の上限額の設定に対するご意見と本機関の考え方

電源種別一般負担の上限額（追加指定）

「バイオマス（専焼）」等の一般負担の上限額について下表のとおり追加指定する。

なお、平成28年3月16日付けで指定した「バイオマス（木質専焼）」については、このたび指定した「バイオマス（専焼）」に含まれるため、指定を取り消すこととする。

| 電源種別 | 一般負担の上限額※1 |
|-------------------|------------|
| バイオマス（専焼）※2 | 4.9万円/kW |
| バイオマス（LNG混焼） | 4.1万円/kW |
| 廃棄物（バイオマス(専焼)を除く） | 3.3万円/kW |
| バイオマス（石油混焼） | 2.3万円/kW |

※1：税抜き ※2：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む

<（参考）一般負担の上限額 一覧表>

| 電源種別 | 一般負担の上限額※1 |
|-------------------|------------|
| バイオマス（専焼）※2 | 4.9万円/kW |
| 地熱 | 4.7万円/kW |
| バイオマス（石炭混焼） | 4.1万円/kW |
| バイオマス（LNG混焼） | 4.1万円/kW |
| 原子力 | 4.1万円/kW |
| 石炭火力 | 4.1万円/kW |
| LNG火力 | 4.1万円/kW |
| 小水力※3 | 3.6万円/kW |
| 廃棄物（バイオマス(専焼)を除く） | 3.3万円/kW |
| 一般水力※4 | 3.0万円/kW |
| バイオマス（石油混焼） | 2.3万円/kW |
| 石油火力 | 2.3万円/kW |
| 洋上風力 | 2.3万円/kW |
| 陸上風力 | 2.0万円/kW |
| 太陽光 | 1.5万円/kW |

※1：税抜き ※2：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む

※3：1,000kW以下 ※4：1,000kWを超えるもの

以 上

平成 28 年 6 月 22 日
電力広域的運営推進機関

「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担の在り方に関する指針」（平成 27 年 11 月 6 日資源エネルギー庁電力・ガス事業部）に基づく、「一般負担額のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』として判断される基準額」の指定について

平成 27 年 11 月 6 日に、ネットワーク側の送配電等設備の増強等に係る費用負担の在り方に関する基本的な考え方が示された「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担の在り方に関する指針」（以下「効率的な設備形成・費用負担ガイドライン」といいます。）が資源エネルギー庁 電力・ガス事業部より公表されました。

この効率的な設備形成・費用負担ガイドラインにおいて、「一般負担額のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』として判断される基準額」（以下「一般負担の上限額」といいます。）については、本機関が指定することとされております。

このたび、本機関は「バイオマス（専焼）」等の一般負担の上限額について下表のとおり指定いたします。

なお、平成 28 年 3 月 16 日付けで指定した「バイオマス（木質専焼）」については、このたび指定した「バイオマス（専焼）」に含まれるため、指定を取り消します。

| 電源種別 | 一般負担の上限額 ^{※1} |
|-------------------------|------------------------|
| バイオマス（専焼） ^{※2} | 4.9 万円/kW |
| バイオマス（LNG 混焼） | 4.1 万円/kW |
| 廃棄物（バイオマス(専焼)を除く） | 3.3 万円/kW |
| バイオマス（石油混焼） | 2.3 万円/kW |

※1：税抜き ※2：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む

<（参考）一般負担の上限額 一覧表>

| 電源種別 | 一般負担の上限額 ^{※1} |
|-------------------------|------------------------|
| バイオマス（専焼） ^{※2} | 4.9 万円/kW |
| 地熱 | 4.7 万円/kW |
| バイオマス（石炭混焼） | 4.1 万円/kW |
| バイオマス（LNG 混焼） | 4.1 万円/kW |
| 原子力 | 4.1 万円/kW |
| 石炭火力 | 4.1 万円/kW |
| LNG 火力 | 4.1 万円/kW |
| 小水力 ^{※3} | 3.6 万円/kW |
| 廃棄物（バイオマス(専焼)を除く） | 3.3 万円/kW |

| | |
|-------------|-----------|
| 一般水力※4 | 3.0 万円/kW |
| バイオマス（石油混焼） | 2.3 万円/kW |
| 石油火力 | 2.3 万円/kW |
| 洋上風力 | 2.3 万円/kW |
| 陸上風力 | 2.0 万円/kW |
| 太陽光 | 1.5 万円/kW |

※1：税抜き ※2：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む

※3：1,000kW 以下 ※4：1,000kW を超えるもの

- ・[「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担の在り方に関する指針」（平成 27 年 11 月 6 日資源エネルギー庁電力・ガス事業部に基づく、「一般負担額のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』として判断される基準額」の指定について（平成 28 年 3 月 16 日）](#)

（参考資料）

- ・「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担の在り方に関する指針」（平成 27 年 11 月 6 日資源エネルギー庁電力・ガス事業部）
- ・一般負担の上限額 未指定電源の設定について（第 13 回広域系統整備委員会 資料 4）
- ・一般負担の上限額の設定について（第 11 回広域系統整備委員会 資料 1）
- ・一般負担の上限額の設定について（補足資料）（第 11 回広域系統整備委員会 資料 1 参考 2）
- ・一般負担の上限額の適用方法（平成 28 年 4 月 28 日更新）

以 上

一般負担の上限額の設定に対する意見募集に寄せられたご意見及び本機関の考え方

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

・平成28年5月31日～平成28年6月13日

(2) ご意見の総数（提出意見数）：3件（3者）

2. ご意見

| 通し 番号 | ページ 番号 | ご意見 | 本機関の考え方 |
|----------|-----------|---|----------------------------------|
| 1 | 3 | メタン発酵ガス化バイオマス発電は、地域に存在するメタン発酵可能なバイオマスを原料として発電するものである。発電設備の容量は、地域における対象バイオマスの賦存量を十分に精査の上設定されるため、発電量の変動が小さく安定的に電力を供給することを特性とする。このため、設備利用率は高いレベルに維持される。他方、メタン発酵ガス化バイオマス発電設備は、地域資源を投入原料とするため、発電設備は比較的小規模なものが多い。このため、系統接続にあたって、ネットワーク側の送配電等設備の増強を求められた場合には、その費用負担が過大なため、プロジェクトの実施を断念せざるを得ない可能性も高い。これは、地域の産業の活性化に通じ | 本機関から提示しております案をご支持頂くご意見として承りました。 |

| 通し 番号 | ページ 番号 | ご意見 | 本機関の考え方 |
|----------|-----------|--|--|
| | | <p>る再生可能エネルギープロジェクトの意欲を地域が持ちながら、系統接続のためにその意欲の実現が阻止されることを意味する。こうしたことから、<u>メタン発酵ガス化バイオマスについて、その特性に配慮し、バイオマス（木質専焼）に等しい設備利用率を用いることとした電力広域的運営推進機関の考え方は理論的に合理的あることはもちろん政策的にも適切である</u>と考える。</p> | |
| 2 | 3 | <p><u>メタン発酵ガス化バイオマスは、比較的小規模な設備が多く、安定的な発電が可能である</u>とことを評価し、「<u>バイオマス（専焼）</u>」に区分されることは適切であると考えます。</p> | <p>本機関から提示しております案をご支持頂くご意見として承りました。</p> |
| 3 | 5 | <p>設備利用率は施設の能力（規模）によって差が出ると思われるため、<u>設備利用率を調査した上で、施設の能力（規模）によって設備利用率が変わるように設定することが望ましい</u>と思われる。</p> | <p>個別電源ごとの設備利用率を設定しようとする場合、これから系統に連系しようとする電源について、設備利用率を評価する必要があります。しかしながら、これから系統に連系しようとする電源であるため、その実績はありません。接続検討の申込件数は平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月の 1 年間で、2,315 件（最大受電電力 500kW 以上）にのぼります。このため、個別電源ごとに、発電設備設置者から申告される予測設備利用率が確かであるか否かを評価することは現実的ではないと考えています。</p> <p>また、調達価格等算定委員会において廃棄物発電の買取価格は施設の規模に係らず一律となっております。</p> |

| 通し 番号 | ページ 番号 | ご意見 | 本機関の考え方 |
|----------|-----------|-----|---|
| | | | <p>以上のことから廃棄物発電に関する一般負担の上限額については、施設の規模に係らず当該委員会にて示された設備利用率に基づき一律で設定することといたします。</p> <p>なお、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて見直しを検討いたします。</p> |

以上